

○南風原町総合計画等審議会条例

平成3年 10 月3日条例第 26 号

南風原町総合計画等審議会条例

南風原町総合計画審議会設置条例(昭和 47 年南風原村条例第 55 号)の全部を改正する。
(設置)

第1条 本町の総合計画及び国土利用計画を策定するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、南風原町総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画及び国土利用計画に関し、必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 各種団体の役職員
- (3) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問事項の答申の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

4 会長は、必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年7月1日条例第 14 号)

この条例は、平成 11 年8月1日から施行する。